ひかりどうえんを支える会　会則

第１条【名称】

本会は、「ひかりどうえんを支える会」と称する。

第２条【目的及び事業】

本会は、社会福祉法人光明童園の事業を後援し、児童の福祉に寄与すると共に、会員相互の親睦と地域の福祉向上に貢献することを目的とする。なお、具体的な助成に関する規定については、別に定める。

第３条【事務所】

本会の事務所は、熊本県水俣市平町１丁目３番３号に置く。

第４条【会員及び会費】

本会の趣旨に賛同するものを会員とする。会員は会費を納入する。

会員　会費一口年間　2,000 円（何口でも可）

第５条【役員会及び役員の任務】

１．役員会は、会長１名、副会長若干名、書記１名、会計１名、監査２名をもって構成する。

２．会長は総会において選出し、他の役員は会長が指名し、総会において報告する。

３．会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、書記は庶務に従事し、会計は会計事務を処理する。監査は会の事業及び会計の監査にあたる。

第６条【会議】

１．本会の会議は総会及び役員会とする。

２．総会は全会員をもって組織し、年１回開催する。予算・決算の承認、会則の変更等の議決を行う。

３．役員会は、会の運営に関する事項及び緊急重要事項を審議議決する。

第７条【会計年度】

本会の会計年度は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第８条【改正】

本会則は総会出席者の過半数の同意を得て改正する。

第９条【附則】

この会則は、２０２２年７月１日より施行する。

ひかりどうえんを支える会 助成規程

第１条【目的】

この規程は、ひかりどうえんを支える会（以下「支える会」）会則第２条により、助成に関する規程について定めるものとする。

第２条【事業の種類】

支える会は、次の助成事業を行うものとする。

（１） 卒園児への自立支援支度金
（２） 利用者や施設運営の為の備品購入費用
（３） 建物等の補修及び改装工事費用
（４） 大学、専門学校等に入学する際、および在学中に必要な学費、入学金
（５） 自動車免許等、資格取得の為に必要な経費
（６） 卒園児への自立支援（アフターケア）に必要な経費
（７） その他、支える会役員会が特に必要と認めたもの

第３条【助成金の種類・助成額】

第２条で掲げた助成金については、次の種類を定める。

（１） 贈与
（２） 貸付

２，運用の仕方及び助成額については、支える会役員会によって決定する。

第４条【申請】

助成金を受けようとする時は、支える会会長に申請しなければならない。

第５条【審査・決定】

申請を受けた時は、支える会役員会にはかり、助成金の交付の可否については申請者に通知しなければならない。

第６条【責務】

助成を受けたものが、大学等を退学・休学する時など、事業に変更が生じて助成金受給の適格要件を欠く場合には、ただちに支える会に報告しなければならない。

第７条【附則】

この規程は、２０２２年７月１日より施行する。